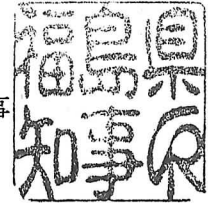




23環 保 第1893号
平成23年11月30日

福島県環境審議会長 様

福島県知事



水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について（諮問）

このことについて、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

猪苗代湖等における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について

2 諮問理由

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められており、この生活環境の保全に関する環境基準の中に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が位置付けられ、類型ごとに基準が定められている。

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を都道府県知事が指定することとされている。

このため、県としては、県内の水域について水生生物の保全を積極的に図っていく観点から、順次、主要な水域について類型指定を行うこととしており、このたび次に示す水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について、貴審議会の意見を求めるものである。

3 類型指定を予定している水域（8湖沼）

阿賀野川水系：猪苗代湖、檜原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖、雄国沼、
磐梯五色沼湖沼群、羽鳥湖

関係法令抜粋

1 環境基本法（平成5年11月19日法律第91号） 抜粋

第3節 環境基準

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるものにあつては政府が、それ以外の地域又は水域にあつてはその地域又は水域が属する都道府県の知事が、それぞれ行うものとする。

2 水生生物の保全に係る水質環境基準

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」が、新たに環境基本法第16条第1項に基づく「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。

表 河川及び湖沼に関する水生生物の保全に係る水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	第1の2の(2)*により 水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

※「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の第1の2の(2)を示す。